

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶（抜粋）

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないが、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がある。

女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、女性を男性に比べて更に従属的な状況に追い込むものである。女性に対する暴力は男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければならない。

これまで、我が国においては、女性に対する暴力は潜在しており、社会的理解も不十分で、個人的問題として矮小化されることもあった。しかし、女性に対する暴力は多くの人々にかかわる社会的問題であるとともに、男女の固定的な役割分担、経済力の格差、上下関係など我が国の男女が置かれている状況等に根ざした構造的問題として把握し、対処していくべきである。

女性に対する暴力の問題は、国際的にも重要な課題として位置付けられており、女性 2000 年会議で採択された「北京宣言及び行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ」においても大きく取り上げられた。

こうした状況を踏まえ、女性に対する暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等女性に対する暴力を根絶するための基盤整備を行うとともに、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進する。

7 女性に対するあらゆる暴力の根絶

施策の基本的方向

(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

女性に対する暴力を根絶するためには、それが犯罪にも該当する決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底することが重要である。平成11年には国連において「女性に対する暴力撤廃国際日」が定められ、各国の取組が促されているところであり、こうした動き等を踏まえ、広報啓発活動を一層推進する。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、刑罰法令の的確な運用や関係機関間の連携の推進等女性に対する暴力に対処するための体制整備を進める。

さらに、女性に対する暴力の発生を防ぐため、防犯対策の強化や地域安全活動の推進等の様々な環境整備に努めるとともに、被害の状況についての実態把握等により的確な施策の実施に資する。

(2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進

夫・パートナーからの暴力は、被害が潜在化しやすく、公的な対応もとられにくかったが、夫・パートナーからの暴力を社会的問題と認識し、積極的な公的対応をとることが急務である。

このため、緊急的対応として、相談や緊急一時保護を行い、事例に応じて加害者の検挙、暴力行為等の禁止の仮処分等の措置を迅速に講じるとともに、当面の生活の場の確保等、次の段階の対応を行い、最終的には家事調停や訴訟の活用及び自立支援が必要である。

こうした取組を的確に講じていくため、各種施策の充実や既存の法制度の的確な実施や一層の活用を行うとともに、それらの状況も踏まえつつ、新たな法制度や方策などを含め、幅広く検討する。

(3) 性犯罪への対策の推進

性犯罪の被害者は、暴力により身体的精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に大きな傷を負う場合がある。このため、性犯罪に関しては、加害者の責任を厳正に追及するとの立場に立って、性犯罪捜査員の拡大等の捜査体制の強化を図るとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。また、性犯罪捜査に当たっては、犯罪の特性を十分に踏まえ、被害者の心情に配慮した事情聴取や被害者への情報提供を推進し、関係機関との連携の強化も図りつつ被害者の精神的負担の軽減に努める。

(4) 売買春への対策の推進

売買春は、女性の性を商品化し、金銭等により売買するものであって、女性の尊厳を傷つけ、女性の人権を軽視するものであり、決して許されるものではない。特に児童買春と外国人女性による売買春については、国際的にも大きな問題になっている。

売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

(5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、対象となった女性の個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げるものであり、社会的に許されない行為である。

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法等に基づき、企業に対する周知啓発、指導を強化するとともに、セクシュアル・ハラスメントによって精神上の苦痛を受け、心理的なケアを必要とする者からの相談体制の充実を図る。また、雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に向けて、必要な対策をとる。

(6) ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー行為等は、それ自体、被害者の生活の平穏を害する行為であるとともに、行為が次第にエスカレートし、被害者に対する暴行、傷害、ひいては殺人等の凶悪犯罪にまで発展するおそれのあるものであり、ストーカー規制法を適切に運用することによって、被害者が早期に相談することができるよう必要な措置を講じ、関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努め、あわせて、ストーカー対策に係る広報活動を推進していく。